

定期報告書チェックリスト(特定-第1表～第12表)

省エネ法(省令)では、定期報告書の作成はエネルギー管理統括者の業務と位置付けられています。当該業務を行う上で有効な定期報告書の作成時におけるチェックリストです。提出前の自己チェックリストとしてご活用下さい。自己チェックを行うことで、提出書類の記入間違い等を未然に防ぎ、書類修正の手間を減らすことができます。

定期報告書作成にあたっては、『定期報告書作成のポイント(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/)』もあわせて御参照下さい。

箇所	No.	チェック項目	チェック欄
全般	1	様式は平成27年度報告用(平成26年度実績)のものを使用しているか。(平成27年度報告用より書式が変更となりました。)	
	2	事業所管官庁と経済産業省の両方に提出しているか(※事業所管官庁が経済産業省の場合は1箇所です問題ありません。)	
特定-第1表	3	法人名、主たる事務所の住所、代表者役職名・氏名の記入及び押印がされているか。	
	4	経済産業局が通知した指定番号(7桁)を記入しているか。	
	5	特定排出者番号(9桁)を記入しているか。 (※環境省ホームページ http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search から検索できます。)	
特定-第2表	6	当該年度(報告日の前年度)が記載されているか。	
	7	エネルギー使用量の桁間違い、単位間違いがないか。(千kwh→kwhで入力など) (指定工場以外の支店・営業所・本社部分のエネルギー使用量についても漏れなく計上すること)	
	8	適切な換算係数(熱量及び原油換算時)で計算しているか。	
	9	原油換算値の対前年度比が記載されているか。	
特定-第3表 1及び2	10	日本標準産業分類(細分類)の名称及び番号を記載しているか。 (例:「2221」製鋼・製鋼圧延業)と記載 (※総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm から検索できます。)	
	11	㊟(事業者全体の合計値)は、特定-第2表の㊟(原油換算k)と一致しているか。(四捨五入による誤差を除く)	
	12	㊟(㊟の構成割合)が記入されているか。	
	13	【㊟生産数量又は建物延べ床面積その他エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値が1つに設定できる場合】 (1)㊟(生産数量又は建物延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値)には、記入した名称(例:生産量)及び単位(例:トン)がもれなく記載されているか。 (2)㊟(エネルギーの使用に係る原単位)が記入されているか。 (3)㊟(エネルギーの使用に係る前年度の原単位)が記入されているか。また、前年度と同一の指標(名称及び単位)を用いているか。(※やむを得ない事情により単位を変更する場合は、その理由と新旧単位による生産数量等の時系列対比表を別紙に記入。)	
	14	【㊟生産数量又は建物延べ床面積その他エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値が1つに設定できない場合】 (1)㊟(生産数量又は建物延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値)には、記入した名称(例:生産量)及び単位(例:トン)がもれなく記載されているか。 (2)㊟(エネルギーの使用に係る原単位)が記入されているか。 (3)㊟(エネルギーの使用に係る前年度の原単位)が記入されているか。また、前年度と同一の指標(名称及び単位)を用いているか。(※やむを得ない事情により単位を変更する場合は、その理由と新旧単位による生産数量等の時系列対比表を別紙に記入。)	
	15	特定3表2についても特定3表1と同様に【 】のチェック項目を満たしているか。	
特定-第4表 1及び2	16	当該年度の欄に特定-第3表㊟の結果と同一の値を転記しているか。	
	17	過去の原単位の値と前年度比の値について、前年度の報告と同一の値を記載しているか。	
	18	特定4表2についても特定4表1と同様にNo.16,17のチェック項目を満たしているか。	
特定-第5表 1及び2	19	原単位が改善できなかった場合、その理由が明記されているか。	
特定-第6表	20	ベンチマーク指標が設定されている事業を行っていない場合は、当該欄に斜線を引いているか。 また、当該事業を行っている場合は、区分番号など、それぞれ必要事項が記入されているか。 <対象事業は以下10業種のみ> 1A(高炉による製鉄業)、1B(電炉による普通鋼製業)、1C(電炉による特殊鋼製業)、2(電力供給業)、3(セメント製造業)、4A(洋紙製造業)、4B(板紙製造業)、5(石油精製業)、6A(石油化学系基礎製品製造業)、6B(ソーダ工業)	
特定-第7表	21	ベンチマーク指標が設定されている事業を行っていない場合は、当該欄に斜線を引いているか。 また、当該事業を行っている場合は、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載しているか。	
特定-第8表	22	各項目、必ずいずれかにチェックが入っているか。(※各項目において2箇所以上記載しない)	
	23	「整備していない」欄にチェックした場合、整備完了予定年を記載しているか。	
特定-第10表	24	エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等について全て記載されているか。	
	25	指定区分は正しく記載されているか。また、指定区分の変更が必要な場合は、チェックが入っているか。	
特定-第11表	26	報告時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等(すでに取消を受けた工場を除く)であって、エネルギー使用量が1,500k/年以上の工場等について記載しているか。	
特定-第12表	27	1, 2～の欄には、特定第3表と同様に日本標準産業分類(細分類)の名称及び番号を記載しているか。 (特定第3表において、密接な関係を持つ値が異なるため同一産業分類のものを2つ以上に分けて記載している場合、12表1では、各産業分類につき1行にまとめて記載する)	
	28	【電気事業を行う発電所又は熱供給事業の熱供給施設を設置している事業者のみが報告する】 燃料の使用に伴って発生するCO2の温室効果ガス算定排出量等を記載しているか。	
	29	調整後の温室効果ガス排出量を小数点以下切り捨てて記載しているか。 (※全ての事業者は記載が必要。他人から供給された電気については、調整後の排出係数を適用)	
	30	12表6の1～3に記載のある場合や、温対法様式第1において非エネルギー起源CO2やその他温室効果ガスの報告を行った場合、調整の対象としているか。	
	401	【他人から供給された電気を使用している場合は記入が必要】 実排出係数の値、根拠及び適用範囲を記載しているか。	
	402	【他人から供給された電気を使用している場合は記入が必要】 調整後排出係数の値、根拠及び適用範囲を記載しているか。	
	7	33 【全ての事業者は記入が必要】 左右2箇所それぞれ有、無のいずれかに○を付けているか。 34 1. 有 に○をしている場合、事業所管大臣あての報告書に温対法に基づく書類(様式1の2または様式2)を添付しているか。	